

令和 8 年度スポーツ情報発信事業業務委託仕様書

1 案件名称

令和 8 年度スポーツ情報発信事業業務委託

2 業務目的

本市では、「[第 2 期大阪市スポーツ振興計画](#)」に基づき施策を推進し、市民のスポーツ実施率向上を図っている。本市による調査では、スポーツ実施率が週 1 日に満たない方の割合が約 48% である。そこでスポーツに無関心な層や関心はあるが未実施の層を含む、若い世代（20～30 代）・働く世代（30～50 代）をメインターゲットとし、多様なスポーツ機会の提供やスポーツの魅力情報を発信するとともに、各世代にあった内容により運動・スポーツ実施のきっかけづくりを支援することによりスポーツ実施率の向上へつなげることを目的とする。

(参考) 令和 7 年度民間ネット調査「運動とスポーツに関する意識調査」結果

・スポーツ実施率（週 1 日以上）	48.3% 【目標値：65%】
・スポーツ実施率（月 1～3 回や年 1～2 回）	18.7%
・全くしない	33.0%

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

4 履行場所

本市指定場所

5 業務内容

(1) 運動・スポーツ実施率向上に向けた取組み

① 経済戦略局スポーツ部が所有する SNS アカウント（以下「スポーツ部 SNS」という。）において発信するコンテンツの作成

(ア) スポーツ部 SNS の発信内容の充実に向けた取組み

- ・スポーツ部 SNS を活用し、「2 業務目的」に記載のメインターゲットに対し、手軽にスポーツに取り組むきっかけとなるコンテンツを 30 本程度作成し、納入すること（月 2～3 本程度）。
- ・受注者の持つ発信ノウハウ（情報収集・取材・撮影（写真・動画）・デザイン等）を最大限活用し、SNS の特性を生かしたコンテンツとすること。
- ・発信内容は、テーマ性あるいは連続性等を持たせるなど、運動・スポーツの習慣の定着を支援するのに効果的なものとし、スポーツ部 SNS の認知拡大やファンの獲得を図るものとする。
- ・発信内容や発信時期に偏りが生じないよう、事業開始時に実施計画（発信内容と発信時期）を発注者と十分協議のうえ策定すること。
- ・スポーツ部 SNS への投稿は発注者が行うものとする。

(参考) 令和7年度実施内容

- ・大阪市と包括連携協定を結ぶ8つのスポーツチームと連携した動画
- ・「笑い」と「運動」を誘うコンテンツとして簡単にユニークで笑えるエクササイズ動画
- ・インフルエンサー等を活用し、ターゲットに対して、楽しみながら動くことを促す動画

(イ)本市指定のスポーツ大会・イベントの広報

- ・本市が指定する試合観戦招待募集や体験イベント等について、SNS 広告を掲載し、広く周知を図ること（各イベント1回につき予算5万円程度、計8回程度）。イベント等のポスター画像等は発注者が提供する場合がある。
- ・効果的な SNS 広告の掲載方法を提案すること。
- ・本市指定のスポーツ大会・イベントの取材等を行い、スポーツ大会・イベントの認知度向上や次回参加を促すような事後広報を2～3大会程度行うこと。

(ウ)スポーツ部 SNS における情報発信力強化に向けた取組み

- ・スポーツ部 SNS の情報発信力、拡散力の強化を目的とし、スポーツ部 SNS をフォローしたくなるような企画投稿を X、Instagram においてそれぞれ実施すること。
- ・スポーツ部 SNS（X、Instagram）への投稿は受注者が行うこと。
- ・ターゲット層の週1回以上の運動・スポーツの実施意欲が上がり、運動・スポーツの習慣化に繋がるような特典・記念品・プレゼント・表彰などを企画し、実施すること。特典・記念品・プレゼントなどは、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・本企画投稿が既存のフォロワー以外に広く届くような手法を取ること。
- ・本企画投稿により獲得するフォロワー数の目標を提案すること。

② 運動・スポーツ実施のきっかけづくりとなりえるイベント等の実施

運動・スポーツの必要性に気づきを与え、実施につなげる企画

- ・スポーツに関心のない方にも参加していただけるような場所で実施すること。実施場所（出展するイベント等）については受注者が提案し、発注者と協議のうえ決定すること。なお、スポーツイベントに限定はしない（スポーツ、観光・食、文化、その他地域のイベント等）
- ・実施回数は、2回程度実施すること。なお、400名以上の体験者数を目標とする。
- ・出展費用（出展料、ブース機材の調達及び設営等）が発生する場合は、受注者の負担とする。
- ・上記企画の実施とあわせて、スポーツ部 SNS を周知すること。例えばチラシの配付や、インセンティブを与えることでアカウントフォローを促すような取組みを実施すること。
- ・上記企画の実施とあわせて、歩数の計測や日常の健康管理などにアスマイルが使用できることを周知すること。

【アスマイルについて】

アスマイルとは、大阪府が提供する健康をサポートするスマートフォンアプリである。なお、受注者の提案により機能追加などができるものではない。

上記取組み以外の業務目的を踏まえたより効果的な新たな取組みの提案を妨げるものではない。

本事業の全ての具体的な取組内容については、発注者と協議のうえ決定すること。

(参考)

スポーツ部 SNS について

令和 8 年 1 月現在使用しているアカウントは下記のとおりである。

媒体	アカウント名	ID	フォロワー数 (1 月 7 日時点)
X (旧 Twitter)	大阪市のスポーツ情報 (大阪市経済戦略局)	@OsakaHeroPJ	3,848 人
Instagram	大阪市のスポーツ情報 (大阪市経済戦略局)	@osaka_hero_project	1,451 人
Facebook	大阪市のスポーツ情報 (大阪市経済戦略局)	@osaka_hero_project	141 人

(2) 情報発信効果の集計、報告など

実施するスポーツ部 SNS について、次の【集計する数値】の目標を設定し、集計のうえ発注者に対して毎月報告をすること。また、当該数値の増減等、その推移について分析を行い、発注者に報告すること。

なお、集計した数値の推移に基づき、課題があれば受注者の持つノウハウを最大限活用し、解決策を発注者に提案すること。また、発注者からの依頼に基づき、X のブルーバッジ取得や、スポーツ部 SNS 運用上の助言を行うこと。

【集計する数値】

X (旧 Twitter) : フォロワー数、表示回数

Instagram : フォロワー数、表示回数

Facebook : フォロワー数、表示回数

(3) 報告書の作成

上記 (1)、(2) の実施内容について、以下のとおり報告書を作成し提出すること。

- ・令和 9 年 2 月末時点で、上記 (1)、(2) の実施内容について、業務内容及び成果をとりまとめ、納入期限までに提出すること。
- ・報告書は CD-R、紙媒体 (A4 判) 1 部を提出すること。
- ・CD-R にて納品する各データについては、マイクロソフトワード・エクセル・パワーポイントを使用し、ウイルスチェックを行ったうえで納品すること。

6 納入期限、納入場所

納入期限 : 令和 9 年 3 月 31 日 (水)

納入場所 : 〒553-0005

大阪市福島区野田 1-1-86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 9 階
大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課

7 その他

- (1) 物販や受注者の宣伝広告など、営利目的の行為は禁止とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (3) パソコンやサーバのソフトウェアを最新に保つこと。ウイルス対策ソフトの定義ファイル（パターンファイル）を常に最新の状態にしておくなどの、情報セキュリティインシデント防止の事前対策をとっておくこと。情報セキュリティインシデントが発生した場合は、速やかに受注者の情報管理体制に従い、発注者に連絡すること。
- (4) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。
- (5) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。